

事務連絡  
令和2年8月13日

一般社団法人日本病院会 御中

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室  
健 康 局 難 病 対 策 課

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業について  
(周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業」(以下「本事業」という。)を実施することとしました。

本事業では、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者(65歳未満の障害者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方)に対して、アルコール綿と精製水を厚生労働省が一括で買い上げ、無償配布を行うものです。事業の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ) [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12793.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html)

本事業では以下の医療的ケアを受けている方を対象としているため、ご自身が受けている医療的ケアの内容がこれらに該当するかどうかについて迷われたとき、かかりつけの医療機関に照会することを案内していることから、本事業について周知とともに、患者の方からこのようなお問い合わせがあった際には、ご回答につきご配慮くださいますようお願い申し上げます。

(対象となる医療ケア)

- ① 人工呼吸器装着
- ② 在宅中心静脈栄養(HPN)
- ③ 気管切開(①に該当しない者)
- ④ 咳痰吸引(①③に該当しない者)

なお、本事業では、在宅の医療的ケア児者から直接申込を受け付けるため、その他のこととで各地域の医療機関に事務等をお願いするものではないことを申し添えます。

(厚生労働省ホームページ抜粋)

Q 3 対象となる医療的ケア（人工呼吸器装着、在宅中心静脈栄養（HPN）、気管切開、喀痰吸引）に該当するかどうかについて詳細な要件はありますか？

A 3 詳細な要件はありません。これらの医療的ケアを受けている方が対象となります。もし、受けていたる医療的ケアがこれらに該当するか分からぬ場合は、かかりつけの医療機関や訪問看護ステーションにご相談ください。